

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010010	プロジェクト名	デジタルダーツ競技会特区	
要望事項 (事項名)	風営法第8号機に係るデジタルダーツ機の適用除外	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1010010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	警察庁			
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号			
制度の現状	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業(旅館業の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。			

求める措置の具体的内容	競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。			
具体的事業の実施内容・提案理由	第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に限り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。 本来の用途とは「競技会」であり、表彰状、トロフィー等の授与、スポンサーからの金品授与、および、その両者を含む「競技会」とであると解する。現状ではこれらの競技会が行うことが出来ないため、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。 代替措置： 貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)」に限りデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。			

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ・Ⅳ
<p>矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技させる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、ダーツ競技会で使用するデジタルダーツ機が本来の用途であるのか、またデジタルダーツと同様に自動的にデジタル表示され結果が表示されるボウリングとの違いについて明確に回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>ダーツ競技会が本来の用途であるのか否か、明確にされたし。また、ボウリング競技会との違いを明確にされたし。ボウリング競技会では自動集計機能を有するが本来の用途に用いるので規制対象外であり、主宰者からの表彰状等授与、スポンサーからの金品提供が可能である。ダーツ競技会では自動集計機能を有するため本来の用途であるにも拘わらず規制対象であり、主宰者からの表彰状授与、スポンサーからの金品提供等は不可能である。競技種目以外の違いは見受けられず、明らかに過剰規制である。貴庁はダーツ競技の発展、振興を阻害し、競技者の向上心を削ぐ結果を招いている。故に、まずは特例として経過観察を要請する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C 一部E	「措置の内容」の見直し	Ⅲ・Ⅳ
<p>提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうか重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。</p> <p>ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。</p> <p>このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風営適正化法の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。</p> <p>なお、ボウリングについては、客の射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないこと</p>				

が明らかであるものに該当すると解している。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

提案主体からの再意見

ボウリングは「おそれ」がないことが明らかであるものに該当する理由を明確にされたし。また、ダーツ競技は第 68 回国体東京大会デモンストレーション競技であり、スポーツと解しており、当方は協会において公式審判員の育成の実施、競技会に際し、公式審判員の配置、競技記録の管理、飲酒者の参加禁止、及び、会場での選手への酒類提供の禁止を原則とする。この様な競技会において、「おそれ」があるのか否か明確に回答されたし。

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010020	プロジェクト名	デジタルダーツ練習・競技特区	
要望事項 (事項名)	風営法第8号機に係るデジタルダーツ機の適用除外	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1010020	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号</p>
制度の現状	<p>遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業(旅館業の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>練習・競技を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に限り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「練習、競技等」であると解する。</p> <p>現状ではこれらの練習、競技を行うことに対し時間的制約があることから、時間的余裕の少ないアマチュア、愛好家が練習や競技等を行う機会が少なく、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。</p> <p>代替措置： 貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「練習、競技等」に限りデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われない」様に徹底する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ・Ⅳ
<p>矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技させる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、ダーツ競技の練習や競技等で使用するデジタルダーツ機が本来の用途であるのか、またデジタルダーツと同様に自動的にデジタル表示され結果が表示されるボウリングとの違いについて明確に回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>ダーツ競技の練習や競技等が本来の用途であるのか否か、明確にされたし。また、ボウリング競技との違いを明確にされたし。ボウリング設備における「ストライク」等の表示や自動集計は規制対象外であり、デジタルダーツ設備における「ブル」等の表示や自動集計は規制対象である。その為、深夜酒類提供店舗等ではないにも拘わらず、時間的制約が生じている。時間的余裕の少ない愛好家が深夜に練習することは昨今の24時間営業ゴルフ練習場等を見ても明らかである。種目以外の違いは見受けられず、過剰規制である。貴庁はダーツ競技の振興を阻害し、練習・競技等の機会を失する結果を招いている。故に、特例として経過観察を要請する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C 一部E	「措置の内容」の見直し	Ⅲ・Ⅳ
<p>提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうか重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。</p> <p>ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。</p> <p>このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風営適正化法の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。</p> <p>なお、ボウリングについては、客の射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないこと</p>				

が明らかであるものに該当すると解している。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010030	プロジェクト名	デジタルダーツ指導・講習・レッスン特区	
要望事項 (事項名)	風営法第 8 号機に係るデジタルダーツ機の適用除外	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1010030	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項第8号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号</p>
制度の現状	<p>遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業(旅館業の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>指導、講習、レッスン等を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第 24 次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に限り使用する営業形態において、風営法 8 号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。そこで、本来の用途に限り使用する営業形態において、風営法 8 号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「指導、講習、レッスン等」であると解する。</p> <p>現状ではこれらの指導、講習、レッスン等を行うことに対し、接待に該当するとの解釈から、技術向上を望む、プロ選手、アマチュア、愛好家、指導者等が指導、講習、レッスン等を受ける機会を失っている上に、指導者等が指導、講習、レッスン等を行う機会を失っており、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。</p> <p>代替措置： 貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「指導、講習、レッスン等」に限りデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われない」様に徹底する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ・Ⅳ
<p>矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技させる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、ダーツ競技の指導、講習、レッスンで使用するデジタルダーツ機が本来の用途であるのか、またデジタルダーツと同様に自動的にデジタル表示され結果が表示されるバーチャルゴルフとの違いについて明確に回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>ダーツ競技の指導、講習、レッスンが本来の用途であるか否か、明確にされたし。また、ゴルフ練習場、フィットネスクラブ等に設置されているバーチャルゴルフとの違いを明確にされたし。バーチャルゴルフは営業者の適正な管理の下では規制対象外であり、指導者が講習を行うことが可能である。デジタルダーツは営業者の適正な管理の下で指導者に指導されることは接待に該当するとのことから規制対象である。種目以外の違いは見受けられず、過剰規制である。貴庁が健全な指導、講習等を妨げ、指導者が指導する機会及び競技者等が指導を受ける機会を失する結果を招いている。故に、特例として経過観察を要請する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C 一部E	「措置の内容」の見直し	Ⅲ・Ⅳ
<p>提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうか重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。</p> <p>ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。</p> <p>このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風営適正化法の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。</p> <p>なお、バーチャルゴルフに係る営業については、レッスンプロ、インストラクター等による指導を受けている場合等、当該設備が射幸心をそそる遊技の用に供されるおそれがないと明らか</p>				

に認められる場合には、許可を要しない扱いとしている。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

提案主体からの再意見

バーチャルゴルフとデジタルダーツの違いを明確にされたし。バーチャルゴルフは、貴庁の通達(警察庁丁生環発第259号)によれば、「(前略)おそれがないと明らかに認められる場合には、対象遊技設備に該当しないと解され、(後略)」と明記されており、「対象遊技設備に該当しない」と解されている。当方は指導者、審判員等の育成、配置等実施予定であり、「おそれ」のない様適切に管理、運営を行うもので、バーチャルゴルフと同等と解する。また、設備について、自動集計されモニター表示される場合と手動集計しモニター表示をする場合の「おそれ」を生じさせる要因の違いは何か、貴庁の考える「おそれ」が無い営業とは何かご教授願いたい。

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010040	プロジェクト名	デジタルダーツ場・練習場・ダーツショップ特区
要望事項 (事項名)	風営法第 8 号機に係るデジタルダーツ機の適用除外	都道府県	熊本県
		提案事項管理番号	1010040
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項第8号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号</p>
制度の現状	<p>遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業(旅館業の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>ダーツ場、練習場、ダーツショップ等を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第 24 次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に限り使用する営業形態において、風営法 8 号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。そこで、本来の用途に限り使用する営業形態において、風営法 8 号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途に用いることが明らかな営業形態とは「ダーツ場、練習場、ダーツショップ等」であると解する。</p> <p>現状では、いわゆる 10%未満の営業以外の営業形態では、本来の用途に用いているにも拘わらず、これらの営業形態に対しても規制が掛かっており、最小限の規制に反していると言わざるを得ない。そのため、専用場の不足から、ダーツ競技を行う機会を失する結果となり、プロ選手、アマチュア、愛好家、指導者等の向上心を失う結果に繋がりがねない。すなわち、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。</p> <p>代替措置： 貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「ダーツ場、練習場、ダーツショップ等」に限りデジタルダーツ</p>

を使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ・Ⅳ
<p>矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技させる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、ダーツ場、ダーツショップ等で使用するデジタルダーツ機が本来の用途であるのか、またボウリング場、ゴルフショップとの営業形態の違いについて明確に回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>ダーツ場、ダーツショップ等が本来の用途であるか否か、明確にされたし。ボウリング場とデジタルダーツ場、及び、ゴルフショップとダーツショップの営業形態の違いを明確にされたし。ボウリング場とはボウリング競技の練習等を行う場所を提供する営業形態であり、デジタルダーツ場のそれはダーツ競技の練習等を行う場所を提供する営業形態である。ゴルフショップとはゴルフ用品等の販売営業であり、ダーツショップとはダーツ用品等の販売営業である。ゴルフは試打等、ダーツは試投等を行うため設備設置を行っている。貴庁は専用場設置等を妨げ、練習等の機会を失する結果を招いている。故に、特例として経過観察を要請する。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C 一部E	「措置の内容」の見直し	Ⅲ・Ⅳ
<p>提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうか重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。</p> <p>ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。</p> <p>このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風営適正化法の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできな</p>				

い。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

提案主体からの再意見

ボウリング場とデジタルダーツ場の営業の違いを明確にされたし。営業に際し、酒類提供の禁止、レスンプロの配置、未成年に対し条例遵守(ボウリング場を準用)などを原則とし、専用場の営業を行うものとする。これはボウリング場と類似形態と解する。10%未満営業では設置台数が極端に少なく、順番待ちが長く、練習したくとも練習が出来ない状況が生じている。また、多数設置する場合は、極端に大きい会場が必要であり、競技者への経済的負担が大きくなる。すなわち、風営法が健全な練習や競技機会を失わせているのである。

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010050	プロジェクト名	10%未満の営業における競技会特区		
要望事項 (事項名)	風営法第8号機に係るデジタルダ ーツ機の適用除外	都道府県	熊本県	提案事項管理番号	1010050
提案主体名	個人				

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号
制度の現状	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業(旅館業の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。

求める措置の具体的内容	競技会を行ういわゆる10%未満営業におけるデジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に限り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。第24次構造改革特区の貴庁回答に寄れば、いわゆる10%未満の営業形態では、デジタルダーツ設備における風営法対象遊技設備に該当しないとの解釈ではなく、営業形態に対して、許可を要しないとされているのみである。そこで、本来の用途に用いる場合は規制対象から外れている他の遊技設備、営業を鑑み、デジタルダーツ設備を本来の用途に限り使用するいわゆる10%未満の営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「競技会」であり、表彰状、トロフィー等の授与、スポンサーからの金品授与、および、その両者を含む「競技会」であると解する。</p> <p>現状ではこれらの競技会が行うことが出来ないため、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。</p> <p>代替措置： 貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な</p>

管理」の下、「本来の用途」である「競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)」に限りデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ・Ⅳ
<p>矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技させる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、本来の用途について明確に回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>本来の用途を規制することが最小限の規制であるか、明確にされたし。貴庁の24次回答及び通達等によれば「本来の用途以外の用途」は「賭博等射幸心をそそる遊技」である。貴庁には今まで「本来の用途」を照会してきたが、未だ明確な回答はなく、遺憾である。当方は本来の用途について論じており、他の種目の営業者と同等以上の厳格な監督、管理を行うことを旨とし、本来の用途に限り、特例を求めているのである。貴庁の24次回答にもある通り、最小限の規制であるはずが、デジタルダーツは本来の用途さえ規制されている。明らかに過剰な規制である。また、協会においては厳格な運営を行う為に法務有識者の顧問招聘を検討中である。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	Ⅲ・Ⅳ
<p>提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうか重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。</p> <p>ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。</p> <p>このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風営適正化法の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできな</p>				

い。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	風営法の規制対象業種に対する 営業規制の緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	株式会社国際カジノ研究所		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 13 条第 1 項及び第 2 項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 (昭和 59 年政令第 319 号)第 7 条の 2 及び第 8 条
制度の現状	<p>風俗営業者は、午前零時(都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日)にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時)から日出時までの時間においては、その営業を営んではないこととされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>風営法が第十三条第一項で定めている「風俗営業者は、午前零時[...]から日出時までの時間においては、その営業を営んではない」とする深夜営業の禁止規定を撤廃。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、風営法が第十三条第一項で定める「風俗営業者は、午前零時[...]から日出時までの時間においては、その営業を営んではない」とする規定を撤廃し、消費者による経済活動の活性化および、規制緩和による新たな投資誘引とその先にある街づくりを目指す。</p> <p>提案理由</p> <p>現在、風俗営業種に課された深夜営業の禁止は、国民の夜半以降の経済活動を不要に制限しているのみならず、風俗営業を営む事業者の収益性を著しく低下させている。同時に本規制は風俗営業種における投資回収率の低下を招いており、同産業への新規参入や設備投資の機会を著しく阻害している。また夜の娯楽産業の活性化はタクシー業界や観光業界、風俗営業種以外の飲食業界、酒販業界など周辺産業に対して経済波及をもたらす。</p> <p>一方、風俗営業の深夜営業を禁ずる現在の規制は、国民のライフスタイルの変化によって、その正当性をほぼ失っている。近年では、各地方自治体においても「夜の賑わい創出」が観光振興や街づくりの観点から大きな課題となっており、むしろ夜の経済活動を積極的に推進しようとする政策は国、地方共に多く見られる。</p> <p>代替措置</p> <p>同条第二項の「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる」の規定は残し、地域の事情に合わせて地方自治体が風</p>

俗営業の営業時間規制を弾力的に運用可能なものとする。厳格運用と摘発強化が進む風俗行政を鑑みた上、近年、法の見直しを求める請願等を採択する地方議会が増加し続けている。そのような地域の声が、制度に反映されるように求めるのが本改革提案の趣旨である。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I・II
<p>深夜は、一般的には社会生活を営む人々の静穏を確保すべき時間帯であり、また、昼間と異なり、ともすると規範を逸脱しやすく、社会の中の制御機能も弱くなり、風俗上の問題が拡散しやすい時間帯である。実際に、違法に深夜に営まれている風俗営業に関しては、騒音、酔客のい集や酔客による通行人等とのトラブル、店内外における客同士の傷害事件、未成年者の出入り等の問題が発生している。したがって、風俗営業の深夜営業に関して全国的に適用される一定の規制は引き続き必要である。</p> <p>なお、風営適正化法第13条第1項は、風俗営業の営業時間について、原則として午前0時までとしつつ、特別な事情のある地域として都道府県条例で定める地域においては午前1時まで、習俗的行事その他の特別な事情がある日として都道府県条例で定める日については地域を限って午前1時以降も営業を営むことができることとしている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。				
提案主体からの意見				
貴庁は、周辺環境の悪化や粗暴事案の発生などを根拠として風営法の深夜営業規制の必要性を論じているが、風営法の「規制の目的」が争われた大阪地方裁判所による判決（平成 24 年（わ）第 1923 号）では、その判決文第 3-3 において、同様の問題を生じることが想定される類似する業態が風俗営業とされていないことから、これらが風営法による営業者規制の本質的な理由と解する事はできないと判断されている。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C 一部E	「措置の内容」の見直し	I・II
<p>深夜は、一般的には社会生活を営む人々の静穏を確保すべき時間帯であり、また、昼間と異なり、ともすると規範を逸脱しやすく、社会の中の制御機能も弱くなり、風俗上の問題が拡散しやすい時間帯であることから、風俗営業の深夜営業に関して全国的に適用される一定の規制は引き続き必要である。</p> <p>なお、御指摘の判決については承知しているが、今後、控訴審における審理を控えているところであり、コメントは差し控える。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。				
提案主体からの再意見				

貴庁は、周辺環境の悪化や粗暴事案の発生を根拠として風営法の深夜営業規制の必要性を繰り返し論じているが、風営法第二条第一項が定める 1 から 8 号までの業種の中には、深夜営業を許可したとしても周辺環境悪化や粗暴事案発生観点からは問題が生ずるとは考えられない業種も存在する。例えば 7 号業種の中に定められるまあじゃん屋はその代表例であるが、規制緩和の前提として貴庁が別途必要性を主張してきた業界団体も各行政区ごとに存在しており、各種問題に対する業界自治の実績もある。そのような業種に関しては地域の実態に合わせながら深夜営業の規制緩和を行なうべきである。

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010070	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店内における「貸玉・貸メダル返却所」設置に係る規制緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028010	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号及び第2号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風俗適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>遊技客の希望により、ぱちんこ営業店内に於いて持玉を直接交換(換金)できるシステムを導入する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ぱちんこ産業をカラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等のように世界に通用する産業にする為に、ぱちんこファン以外には解りづらい現行の換金システムを是正し、外国人(外国人観光客)やパチンコを知らない国民にも解りやすい、時代に適した換金方法を取り入れることをご提案致します。具体的にはセキュリティがしっかりした設備のあるぱちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行い、遊技の結果に応じて換金を希望するお客様に対し、ぱちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」と同等金額で直接交換(換金)できるシステムです。このシステムの採用により、警察庁が認めている現行の換金システム(三店方式と呼ばれる賞品交換システム)による不必要な経費や弊害を無くすことにより、社会貢献を目的としたぱちんこ産業の地元への直接納税(地域福祉目的税の新設、売上の1%)を行うことが出来ます。つまりぱちんこを今以上にシンプルで明るく健全で社会貢献出来る娯楽産業にする事が可能になります。その結果世界中の人々に「健全なぱちんこ産業」として、ぱちんこの楽しさ素晴らしさを認めて頂く機会が増えることになり、新たなビジネスモデルとしてのぱちんこレジャーが初めて世界中に輸出できる体制となります</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い戻されることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010080	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額に係る規制緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028020	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第35条第1項第2号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風俗適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。現在は風適法に定められている貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダラー一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円(現行の25%UP)、メダラー一枚につき25円(現行の25%UP)を超えないことに改定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させていただきます。ぱちんこの貸玉金額は昭和53年(1978年)に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に36年以上も見直しがなされておらず、ぱちんこファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそもぱちんこ営業は、ぱちんこの発射速度が1分間に100発以内にするのを定めているなど、法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」から、貸玉にあっては玉1個につき5円、貸メダルにあってはメダル1枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であるため、再度提案をさせていただきます。今回のご提案は、成熟社会である現在にあっては個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考</p>

えられるからであります。例えば昭和 20 年 10 月に最初の宝くじが発売(1 等賞金が 10 万円)されたものが、平成 25 年には前後賞あわせて7億円の宝くじの発売に至りました。またBIG(サッカーくじ)に至っては最高当せん金額が10億円であることから、国民の大衆娯楽であるパチンコだけが過剰な規制を受けているといわざるを得ないのであります。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I・III
<p>ぱちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく射幸心をそそおそれが生じることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I・III

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店における賞品最高 限度額に係る規制緩和	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1028030
提案主体名	株式会社 玉越		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第35条第3項
制度の現状	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。

求める措置の具体的内容	ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。
具体的事業の実施内容・提案理由	現在ぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げるにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしてもお客様の遊技にはなんら影響はなく、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合)それだけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、保通協で検定審査し遊技機メーカーに許可を与えた遊技機の設置を行っているぱちんこ営業店は、適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射幸性をそそ

る行為」には何ら抵触することは無いと思われま

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I・III
ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I・III

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店における地域振興 券の提供に係る規制緩和	都道府県	愛知県
提案主体名	株式会社 玉越	提案事項管理番号	1028040

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>ぱちんこ営業店は地元のぱちんこファンによって支えられており、地元商店街を応援する為にも地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することを可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>80年以上の歴史と大衆娯楽レジャーである、ぱちんこ産業が日本(地域社会)の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街では、大型店(スーパー)の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、商業環境が悪化する一方の為に、その経営がますます厳しくなっています。これら低迷する商店街の活性化対策の一つとして、改めて地域振興券の持つ個人の消費意欲を喚起する即効性が期待されています。ぱちんこ営業店がある地域にとって経済発展の中核をなすような地域通貨もしくは地域振興券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する商品券の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
			I

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店における宝くじの 提供に係る規制緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028050	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より実到大勢のファンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証票法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する宝くじの提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

01 警察庁 構造改革特区第25次 再々検討要請

管理コード	010120	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	貯玉カードによるコンビニエンスストアでの商品(生活必需品)交換に係る規制緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028060	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第4号
制度の現状	ぱちんこ営業において賞品を提供する設備については、風営適正化法において、許可に係る営業所内の客の見やすい場所に設けなければならないこととされている。

求める措置の具体的内容	ぱちんこ営業店が許可されている、貯玉・再プレーシステムカードを活用することにより、遊技客がぱちんこ営業店外のコンビニエンスストアに於いて、貯玉カードを活用して自由に賞品(生活必需品)と24時間交換出来る。
具体的事業の実施内容・提案理由	現在、日本全国のコンビニエンスストアは約50,000店あり、そのうち実際に店頭に並んでいる商品は1店舗当たり、約2500品目から3000品目といわれています。ぱちんこ営業店は遊技の結果に応じて賞品の提供を行う営業ではあるものの、限られた営業スペースでは、どうしてもお客様に遊んで頂く遊技台が主役であり、その為に賞品を置くスペースや多数の賞品を陳列することがなかなか難しいことや、また、ぱちんこ営業店は予め営業時間が決められている等から遊技客の多様な生活環境や生活リズムに適応する賞品の提供が行われているとは言い難く、それらを改善するためにも、予めぱちんこ営業店と提携を行ったコンビニエンスストア内であれば、ぱちんこ営業店の貯玉システムを活用することにより、遊技客の獲得した貯玉数に応じた賞品を自由に交換できるものとし、そもそもコンビニエンスストアは24時間営業を行っており、好きな時間にゆっくりと生活必需品等が選べる等、まさに大衆娯楽に適した賞品交換方法になる為、今回のご提案をさせていただきます。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I・III
ぱちんこ営業に係る貯玉カードを活用してぱちんこ屋の外に所在するコンビニエンスストアにおいて賞品(生活必需品)と交換することを可能とすれば、ぱちんこ営業の営業行為の一部が、許可に係る営業所の外で行われることとなり、善良の風俗や清浄な風俗環境を害するおそれがあることから、認められない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I・III

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			